

# 旧東山霊苑火葬場残骨灰処理等委託仕様書

## 1 委託業務名

旧東山霊苑火葬場残骨灰処理及び有価物精錬業務

## 2 目的

旧東山霊苑火葬場（以下「本件火葬場」という。）に保管中の残骨灰について、必要な分別を行った上、関係法令に基づき適正な処理等を行い、残骨の一部及び処理過程で生じた有価物を精錬したものを奈良市に返還するものとする。

## 3 業務内容

### （1）全般

- ア 「残骨（残骨灰に含まれるお骨）」は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に鑑み、遺族感情に配慮して丁重に取り扱い、奈良市の残骨以外の物が混入することの無いよう十分に注意すること。
- イ 作業従事者には受託者指定の制服を着用させ、氏名及び社名を明示させること。
- ウ 業務を履行する上で環境保全への十分な配慮に努めること。
- エ 本仕様書及び契約書に記載されていない事項であっても、奈良市が業務上必要と認めた作業については、受託者の費用で実施すること。

### （2）残骨灰搬出

- ア 残骨灰搬出の作業時間については、9時から17時までとする。
- イ 残骨灰を運搬する際、荷台をシートで覆う等により残骨灰の落下・飛散防止に配慮すること。
- ウ 作業従事者が残骨灰を吸引しないように、マスクを着用させ、労働災害を防止する措置を講ずること。
- エ 残骨灰の保管場所に入る際は、酸素欠乏対策等必要な措置を講じ、作業は必ず複数人で行い、状況に応じて適切な安全衛生対策を講じること。
- オ 上記アに記載の作業時間中は、残骨灰搬出作業が作業従事者以外の目に触れないように、シ

ート等で覆って作業すること。またそれ以外の時間帯についても、内部の様子が外から見えないように、フェンスやシート等による目隠しを設置すること。

### (3) 残骨灰保管

ア 残骨灰が保管場所から飛散、又は流出し、若しくは地下に浸透することのないよう留意すること。

イ 残骨灰は、建築物内の専用区画で保管すること。

ウ 周辺への悪臭の飛散防止に努めること。

### (4) 残骨灰処理

ア 残骨灰について、重金属等（六価クロム、ヒ素、水銀、カドミウム他）の含有試験を実施し、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年総理府令第5号）」に定める基準値をクリアしていない場合は、無害化処理をしなければならない。

イ 残骨灰は、「残骨」と「その他の混合灰」に分別を行った上で、それぞれ関係法令に基づき適正に処理等を行うものとする。

ウ 「残骨」については、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の趣旨に従い、故人の尊厳及び遺族の宗教的感情を十分尊重し、後記（5）アに定めるもの以外は、受託者が提携している寺院等の供養地において礼節を持って適切に供養するものとする。

エ 「その他の混合灰」のうち、「有価物」については後記（5）イに定めるとおりとし、「廃棄物」については「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の慣例法令を遵守し、適正に処理するものとする。

オ 処理施設は、集じん機を備えるなど環境に配慮した施設であることとする。

カ 作業時に粉塵が舞う場合は、防塵マスク等を着用するなど、状況に応じて適切な安全衛生対策を講じること。

### (5) 残骨一部及び精練した有価物の返還

ア 「残骨」の一部について

- ①粉末状にし、奈良市が準備する容器（骨壺）に納め奈良市に返還すること。
- ②上記①の返還時に、重金属等含有試験結果を記した書類を提出すること。
- ③「残骨」の一部の返還期日及び場所については、奈良市と協議すること。
- ④重金属等含有試験に要する費用は、受託者が負担すること。

#### イ 処理過程で生じた有価物（金・銀・プラチナ・パラジウム）について

- ①金及び銀は純度 99.99%以上、プラチナ及びパラジウムは純度 99.95%以上に精練のうえ、純分認証極印（ホールマーク）を打刻した売却可能な地金の状態として奈良市に返還すること。  
ただし、純分認証極印の打刻が困難であった場合には、奈良市の承諾を得たそれに代わる証明書を提出すること。
- ②上記①の返還時に、品目別の「品位（純度）」、「数量」、「形状」等記載した有価物報告書を奈良市に提出すること。
- ③精練した有価物の返還期日及び場所については、奈良市と協議すること。
- ④精練その他の費用は、受託者が負担すること。

#### 4 残骨灰の数量及び引渡し

##### （1）数量

平成27年11月から令和4年3月31日までの本件火葬場の火葬件数16,450件分（重量見込み約41トン）。ただし、実数量については、残骨灰の搬出時に算定する。

##### （2）引渡場所

本件火葬場（奈良市白毫寺町973番地）

##### （3）引渡し・搬出完了日時及び費用

受託者は、令和5年3月31日17時までに残骨灰を本件火葬場から搬出完了させるものとする。引渡し・搬出の費用は、乙が負担する。

#### 5 契約方法等

##### （1）契約方法

一般競争入札

## (2) 契約詳細

残骨灰 1 トン当たりの単価契約

## (3) 契約金額

上記(2)に実数量を乗じた金額

## (4) 支払方法

奈良市が後記6の業務完了検査に合格した後、受託者の適法な請求を受けてから30日以内に委託料を一括して支払う。

## 6 業務完了報告書

(1) 受託者は、上記3(5)のとおり、残骨灰の一部及び精錬した有価物を奈良市に返還した後10日以内に奈良市市民部斎苑管理課に対して業務完了報告書を提出する。当該報告書には、下記の書面を添付するものとする。

ア 搬出作業の作業前・作業中・作業後の写真

イ 搬出した引渡物件の袋数や重量を記録した書類

ウ 施設での保管状況の写真、各処理工程を撮影した写真

エ 残骨の供養地の概要及び同地の使用権原を示す書面（不動産登記事項証明書、契約書の写し等）

オ 廃棄物に係るマニフェスト等

(2) 奈良市は、上記(1)の業務完了報告書の受領後速やかに業務完了検査を行い、業務完了検査に合格した場合は、業務完了検査合格書を受託者に交付するものとする。

(3) 奈良市は、受託者及び第三者に対し、必要に応じて随時、業務の履行状況について調査し、報告を受けることができる。

(4) 奈良市が業務完了報告書の受領後10営業日以内に異議の申出をしない場合は、上記(2)の業務完了検査合格書の交付がなくとも、当該期間の満了時に検査に合格したものとする。

## 7 損害賠償及び違約金

(1) 契約の履行に当たり、奈良市に生じた損害又は第三者に及ぼした損害は全て受託者が負担する

ものとする。ただし、奈良市の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

- (2) 上記(1)に定めるもののほか、受託者が本仕様書及び契約書の定めに違反したときは、奈良市に対し契約金額の100分の30に相当する金額(1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。)の違約金を支払わなければならない。

## 8 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、契約上の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により奈良市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、本仕様書及び契約書に定める業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により奈良市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (4) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、奈良市及び受託者双方で協議し決定する。また、業務遂行中に疑義が生じた場合も同様とする。